



Title	中国のコーポレート・ガバナンスにおける監査制度改善論：史的考察および日韓両国との比較に基づいて
Author(s)	金, 锡华
Citation	大阪大学, 2007, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/47117
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	金 錫 華
博士の専攻分野の名称	博 士 (法 学)
学 位 記 番 号	第 20818 号
学 位 授 与 年 月 日	平成 19 年 3 月 23 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 1 項該当 法学研究科法学・政治学専攻
学 位 論 文 名	中国のコーポレート・ガバナンスにおける監査制度改善論－史的考察及び日韓両国との比較に基づいて－
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 末永 敏和 (副査) 教 授 吉本 健一 教 授 山下 眞弘

論 文 内 容 の 要 旨

一 研究の意義

コーポレート・ガバナンス論とは、会社の運営が公正かつ効率的に行われるように会社の仕組みを議論することであるが、その議論の核心は会社の健全性維持にあるといわれる。しかし、中国公司法上監査の専門機関とされる監事会制度について、中国国内における認識はなお薄く、そこで行われている改正の議論は、体系的かつ適切な法制度の構築という視点をもつというよりも、むしろ経営陣の言わば暴走といえる事態を防ぐために、より全体的な利益調整機能を監事会に期待するという方向に向いているといえる。

他方、中国における監事会の業務監査権限をめぐる議論については、それを日本及び韓国と同様、適法性監査と妥当性監査に二分化するが、中国では両者ともに認める傾向が強く、さらには独立取締役制度による監事会制度の代替あるいは両制度の並立という改革案が出され、上場会社においては監事会との並立機関として独立取締役を設置するという規定が 2005 年の改正で公司法に正式に導入されるに至った。

さらに、コーポレート・ガバナンスの議論には経営の効率性の確保にかかわる内容も含まれ、当然ながら経営の効率性の問題は経営者である取締役の職務の問題であるといえるが、効率性問題について如何なる者の判断が求められるかという問題を究明することは、監事会の監査においても、独立取締役の監査においても同様に重要である。

二 比較の視点

会社の健全性維持において重要な役割を担うものとされる中国公司法上の監事会、日本会社法上の監査役（会）並びに韓国商法上の監査役が、取締役（会）の並立機関として取締役の職務執行に対し監査を行うという制度は、中国、日本並びに韓国の株式会社に共通するものである。ここでいう並立性とは、取締役及び監事（監査役）が共に株主総会において選任され、かつ監事会（監査役〔会〕）に取締役等に関する人事権がないという意味でこれを使う。

日本と韓国の両国ともに、監査委員会制度が導入されているが、従来型の監査役制度は廃止されず、監査委員会の監査と監査役の監査という制度間競争が行われている。日本では、従来の商法改正に引き続き、2005 年に成立した会社法においても、監査役と内部統制システムの関係が図られる等、監査役制度の改善がなされた。韓国でも、2006 年 10 月 4 日に公表された「商法の一部改正法律案」（法務部公告第 2006-106 号）では、監査役権限の強化策の導入が予定されている。

日本と韓国の両国には、監査役（会）と取締役会との並立性の点で共通するものがあり、かつ監査役（会）の地位の向上及び権限の強化が長年にわたって工夫されてきたため、中国の監事会制度の改善策を探るにあたって、日本と韓国の両国の法制度との比較研究を行うことには意義があると思われる。

三 研究の方法

本稿が研究の対象とするものは、株式会社における監査制度であり、その目的は中国の監事会制度の改善策を探ることである。本稿の構成は、以下の通りである。

第一章は、各国における監査制度の誕生及び変遷について考察するものであるが、ここでは、中国の国有企業の建直し及びその後の株式制の導入過程で誕生した株式会社という組織における監査制度について考察するとともに、国有株主権行使制度における公司法理論にみられる異質性ないしは特異性を指摘したうえで、日本及び韓国における監査制度の誕生及びその変遷について考察し、比較法的視点から従来の監査制度の改正について批判的検討を行い、ひいては中国の監査制度の改善に示唆されるものを探る。

第二章は、監査役が取締役と同様に株主総会から選任されているということを前提とし、日本の会社法と韓国の商法における監査役の地位の向上に関する制度について比較研究を行い、これらの国々における法制度及び議論の動向から、中国の公司法における監事会の地位の向上に対し示唆を得ようとするものである。

第三章は、中国の監事会の業務監査権限のあり方を解明することを主な目的とし、比較法の視点から、日本及び韓国の取締役の義務と監査役の業務監査権限についての判例及び学説の動向を考察し、これを通じて中国の株式会社の監査制度の改善にむけて日本法及び韓国法から示唆されるものを探ろうとするものである。

第四章は、監事会の個別的監査権限の問題点を明らかにするとともに、それらについての日本及び韓国における改善論議の動向、実務化の要望並びに判例等が、中国法に示唆を与えるものを探るものである。

第五章は、日本における従来からの内部統制システムをめぐる議論及び判例について一応の整理を行うとともに、会社法における取締役（会）及び監査役の内部統制システムの構築に関する責務を考察し、これらが中国における監事会の監査職務の遂行にとって示唆を与えるものを探るものである。

会社のコーポレート・ガバナンス・システムのあり方について、国により、企業により、業界により相違があるのは当然であるとはいえ、中国の監事会制度の改善策を図るには、株式会社の本来の属性（特に所有と経営の分離）から求められるものを尊重すべきであり、その意味では日本と韓国の両国の法制度から示唆されるものが多い。本稿は、監事会制度の改善によって会社経営の健全性維持が実現される可能性を探ろうとするものであり、監事会制度の問題点を指摘し、その改善策の提示を試みるのであるが、むしろそれとともに独立取締役による監査制度に主眼を置く側に有利な何らかの示唆を与えることをも目指すものである。

論文審査の結果の要旨

金錫華君の論文テーマは、「中国のコーポレート・ガバナンスにおける監査制度改善論—史的考察及び日韓両国との比較に基づいて—」である。コーポレート・ガバナンスの議論の核心は会社の健全性維持にあるという基本的視点から出発しながら、中国会社法上、監査の専門機関とされる監事会（監査役会）について、中国の議論で不足している体系的かつ適切な法制度の構築を目指して、日韓の監査制度を比較考察の上、中国の監査制度の改善を検討しようとするというのが、本論文の動機と趣旨である。

中国・日本および韓国の監査役は、株主総会で選任され、取締役（会）と並立しているという点で、この3国は共通しており（東アジア型）、比較法の意義はあると思われる。

論文の内容であるが、第1章は、中国において国有企業の再建のために株式会社制度が導入されたという経緯から生じる国有株主の支配的地位とその監査制度に及ぼす影響について、日本および韓国の監査制度の歴史を鏡として、その特殊性を浮き彫りにし、監査制度の改善を模索する。第2章は、中国の監事会の地位向上について、日本法と韓国法の改正動向の中から示唆を受けようとするものである。第3章は、中国の監事会の業務監査権限について考察するもので、業務を行う取締役の義務に焦点を当て、日本法および韓国法の判例・学説の発展を参考に、中国法への示

唆を得ようとする。第4章は、中国の監事会の個別的監査権限の問題点を明らかにすることを目的に、日本法および韓国法における改善論、実務会の希望、判例を紹介・検討することによって、中国法への示唆を得ようとするもので、中国法に足りないいくつかの個別権限を提示している。第5章は、日本法における内部統制システムをめぐる判例・学説・立法について考察を加え、中国における内部統制への監事会の関わり方について示唆を得ようとしている。

以上が、論文の概要であるが、全体に3国の多数の文献を渉猟して、詳細に論じている点で秀でていることがまず評価される。ただ、それだけに難点として繰り返しが多いことが指摘される。日中の比較法にとどまらず、韓国法をも参照していることは、今までに多かった研究として評価できる。筆者はこれまでの研究の成果を既に阪大法学に3度にわたり掲載しているが、博士論文はそれにも大幅な加筆をしている点で、絶えず改善しようとする姿勢が内容に現れている。

以上、精力的な研究態度と着実な研究の上に、博士論文が完成されたこと、中国法に多くの示唆を与えるであろうことを大いに評価し、本論文は博士論文として水準を超えるものであることを確認する。